

夜間金庫規定

飛驒信用組合

1. (この規定の取引に係る契約の成立)

当組合は、お客様からこの規定の取引に係る、当組合所定の申込書の提出を受け、当組合がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。

2. (利用目的)

この夜間金庫は、当組合における本人名義の当座勘定、普通預金、納税準備預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

3. (使用料)

- (1) この夜間金庫の使用料は、別にお知らせした当組合所定の金額により、毎年4月1日（休日の場合は翌営業日）に1年分の使用料（4月1日～翌年3月31日迄分）を前払いするものとし、指定預金口座から当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず小切手の振出し、または普通預金払戻請求書ならびに預金通帳の提出によらず払戻しのうえ、使用料に充当します。
- (2) 指定預金口座の残高が、お支払日に使用料に満たないときは別途お預入れください。また、お預入れ後、当組合において前項手続きに準じて処理されても異議ありません。
- (3) 使用料は、諸般の情勢により変更できるものとします。変更した場合は、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。また、この場合に個別通知はいたしません。

4. (利用方法)

- (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類（以下「証券類」といいます。）を入金帳の入金票および通帳等とともに当組合所定の入金袋（以下「入金袋」といいます。）に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に差入してください。なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。
- (2) 夜間金庫への差入には、ご持参の鍵で金庫差入口の外扉の施錠をはずし、内扉を開けて入金袋を差入れて下さい。差入の際には年月日時刻を明示したレシートが出てまいります。このレシートは後日の証として大切に保管してください。
- (3) 外扉は使用后、確実に閉めください。扉は自動的に錠がかかります。

5. (預金への受入処理)

- (1) この夜間金庫に差入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当組合所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座に受入れます。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当組合で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当組合で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当組合はその責任を負いません。

6. (入金袋の返却)

入金袋ならびに通帳等は当組合の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ、受け取ってください。

7. (鍵の保管等)

- (1) 差入口扉鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当組合が保管し、入金袋の開閉に使用します。

8. (鍵、入金袋の喪失・き損)

差入口扉鍵、入金袋および入金袋正鍵を失った時、またはき損した時は、直ちに書面によって当組合に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

9. (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、差入口扉の不完全な施錠、その他当組合の責めによらない事由により生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この夜間金庫については第2条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当組合は責任を負いません。

10. (解約等)

この夜間金庫のご利用は、本人の都合によりいつでも解約することができます。

また、当組合が法令・公序良俗に反する行為に利用、またそのおそれがあると認めた場合、解約の申出を受けることなく解約することができます。この場合には、差入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当組合へ返却してください。

11. (譲渡・転貸の禁止)

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、差入口扉鍵、入金袋、および入金袋正鍵についても同様とします。

12. (規定の準用)

この規定の定めのない事項については、当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

13. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2020年4月1日現在